

# 下仁田町除染実施計画

< 第 1 版 >

平成 24 年 4 月

下 仁 田 町

# 下仁田町除染実施計画

## < 第 1 版 >

### 目次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針 .....	1
2. 除染実施計画の対象となる区域.....	2
3. 除染等の措置の実施者及び当該実施者が除染等の措置等.....	4
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分 等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置 .....	5
5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期.....	7
6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項 .....	8
7. その他の事項.....	9

## 1. 除染等の措置等の実施に関する方針

当町は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。当町では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

## 2. 除染実施計画の対象となる区域

町が主体となって実施した町内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の範囲が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上である区域のうち、以下の区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

区域		空間線量率の範囲 ( $\mu$ Sv/h)	平均空間線量率 ( $\mu$ Sv/h)	除染実施計画の対象となる区域
下 仁 田	下町区	0.12~0.27	0.23	○
	仲町区	0.13~0.19	0.15	
	下仁田中学校	0.15~0.27	0.23	○
	下仁田小学校	0.13~0.21	0.17	
	上町区	0.13~0.22	0.20	
	旭町区	0.15~0.44	0.24	○
	東町区	0.14~0.48	0.23	○
	下仁田高校	0.14~0.48	0.25	○
	川井区	0.11~0.17	0.15	
	吉崎区	0.17~0.32	0.24	○
	栗山区	0.11~0.42	0.23	○
馬 山	大東区	0.13~0.29	0.23	○
	中央区	0.11~0.44	0.24	○
	小川区	0.11~0.30	0.23	○
	蒔田区	0.14~0.37	0.23	○
	城西区	0.12~0.32	0.24	○
	緑ヶ丘区	0.14~0.28	0.23	○
小 坂	下小坂区	0.11~0.19	0.16	
	大坂区	0.12~0.21	0.16	
	中小坂区	0.11~0.18	0.16	
	上小坂区	0.12~0.20	0.16	
	杉の木峠	0.18~0.28	0.23	○
	大平区	0.14~0.20	0.17	
	東野牧区	0.13~0.29	0.20	
西 牧	本宿区	0.12~0.15	0.14	
	横間区	0.10~0.18	0.16	
	南野牧区	0.12~0.15	0.13	

区域		空間線量率の範囲 ( $\mu$ Sv/h)	平均空間線量率 ( $\mu$ Sv/h)	除染実施計画の対象となる区域
西 牧	市野萱区 ※1	0.11~0.19	0.14	
	西野牧区	0.11~0.19	0.13	
	矢川区 ※1	0.10~0.18	0.13	
青 倉	宮室区	0.17~0.20	0.19	
	大桑原区	0.17~0.34	0.23	○
	下青倉区	0.16~0.39	0.24	○
	上青倉区	0.18~0.22	0.20	
	土谷沢区	0.16~0.22	0.20	

※1 西牧の市野萱区及び矢川区は一部積雪のため現時点で詳細測定を行うことができないことから、雪解け後に詳細測定を実施して除染実施計画の対象区域とするかどうかを判断します。

### 3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
計画対象区域内の全ての小中学校、保育園 ※1	町
下仁田高校	県
公園、児童遊び場、スポーツ広場	町
公共施設等 ※2	町・県・国
道路（側溝含む） ※2	町・県
民有地（住宅等） ※3	町
農地（（住宅地に点在する農地）	町

※1 私立保育園は施設管理者と協議の上、町が除染を実施します。なお、その場合、清掃等の簡易的な除染については、施設管理者のご協力を頂くことになります。

※2 「公共施設等」及び「道路（側溝含む）」は、具体的に除染する対象について、今後、国・県などと相談し定めることとします。

※3 自治会による除染活動に対して、除染作業に必要となる機材など、町が線量低減化支援事業により支援します。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成23年12月 第1版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年3月29日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）。

除染対象	内容（下記から必要な措置を選択します）
小中学校、保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等</li> <li>○ 側溝等清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○ 庭等における表土等の上下層の入替え、除去等</li> <li>○ 現場保管の際の残土による原状回復</li> <li>○ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄</li> <li>○ 落葉の除去、除草</li> </ul>
下仁田高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等</li> <li>○ 側溝等清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○ 庭等における表土等の上下層の入替え、除去等</li> <li>○ 現場保管の際の残土による現状回復</li> <li>○ 落葉の除去、除草</li> </ul>
公園、児童遊び場、 スポーツ広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等</li> <li>○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○ 庭等における表土等の上下層の入替え、除去等</li> <li>○ 現場保管の際の残土による現状回復</li> <li>○ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄</li> <li>○ 落葉の除去、除草</li> </ul>
公共施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋上、壁面の清掃、拭取り</li> <li>○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等</li> <li>○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○ 枝葉の剪定</li> <li>○ 落葉の除去、除草</li> </ul>
道路（側溝含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ （路面）散水車及び清掃車によるブラッシング</li> <li>○ （路面）手作業によるブラシ洗浄</li> <li>○ （路面）歩道洗浄、除草</li> <li>○ （側溝）泥等の掻き出し、除草</li> <li>○ （法面）除草</li> </ul>

除染対象	内容（下記から必要な措置を選択します）
民有地（住宅等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 壁面等の清掃、拭取り</li> <li>○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等</li> <li>○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○ 枝葉の剪定</li> <li>○ 落葉の除去、除草</li> <li>○ 芝地の深刈</li> </ul>
農地（住宅地に点在する農地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 除草</li> <li>○ 深耕</li> </ul>

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、側溝や雨樋下等の、局所的に毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地点のみの除染を実施することとします。

※ 除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮するため、雨樋下や軒下等の局所的な箇所については、土地管理者や所有者の了解を得て表層土の上下層入替等の手法を考慮します。



## 6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除去土壌等の発生抑制に配慮するため、小中高等学校、保育園、公園、児童遊び場、スポーツ広場、公共施設等及び民有地においては、雨樋下や軒下等の局所的な箇所については、表層土の上下層入替等の手法を基本に除染を実施します。

なお、側溝等から発生した除去土壌等については国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って、町有地等に設置する仮置場において保管した後、処分することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

## 7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、都度、公表していきます。
- (3) 生活環境に関連する公共施設等については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。
- (4) 空間放射線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。
- (5) この除染実施計画に係わる事項を協議するための「下仁田町除染協議会」を設置します。
- (6) この計画の内容を周知するため、住民説明会を開きます。